

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅註日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ベナン	食糧援助に関する日本国政府と ベナン共和国政府との間の交換 公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	350,000千円 ----- (注2)	2019.10.15 コトヌで (同日) (注3)	日本側 小西洋文在ベナン 大使 側 オレリアン・ア ベノンシ外務・協力大臣	2019.11.19 217号 (注4)

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。